

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書



平成24年3月22日



(甲) 鈴 鹿 市

(乙) 一般社団法人日本非常食推進機構

## 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本非常食推進機構（以下「乙」という。）との間に、鈴鹿市内において地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、災害救助に必要な物資の調達に関し、次の通り協定を締結する。

### （要 請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 鈴鹿市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 鈴鹿市以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達の斡旋を要請されたとき。

### （調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる事項のうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 白い小箱（災害用非常食）
- (2) その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、「緊急物資調達要請書」（第1号様式）の発行をもって実施するものとする。ただし、当該要請書を提出できない事態の場合は、口頭にて調達要請を行い、その後速やかに当該要請書を発行するものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条による要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

### （費用負担）

第5条 第2条の規程により調達物資（以下「白い小箱」をいう。）の対価及び運搬にかかる費用については、乙が負担するものとする。但し、乙が、販売に保有している物資について、物資を調達した場合については、甲の負担とする。

### （引渡し）

第6条 物資の引渡し場所及び運搬方法は甲が指定するものとする。ただし、甲は必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、引渡し場所に職員を派遣し、物資内容を確認のうえ引き取るものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後速やかに、本協定に係る連絡責任者を「連絡責任者届」(第2号様式)により相手方に報告するものとする。また、連絡責任者に変更が会った場合についても同様とする。

(保有数量の報告)

第8条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を「物資相違報告書」(第3号様式)により、甲に報告するものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的な情報交換に努めるものとする。

(有効期間)


第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印のうえ各自1通を保有する

平成24年3月22日

甲 鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市  
鈴鹿市長 末松 則 

乙 三重県四日市市浮橋一丁目4番地3  
一般社団法人日本非常食推進機構  
代表理事 古谷 賢 